



射水市公共施設等 総合管理計画

- 概要版 -



 射水市

平成 28 年 10 月

1 はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

射水市は、平成 17 年 11 月に 1 市 3 町 1 村が合併して誕生しました。本市が現在保有している公共施設の多くは、合併前の各自治体において高度経済成長期に、それぞれ整備されてきました。今後、これらの多くの公共施設等が、老朽化により改修・更新時期を一斉に迎え、**多額の維持更新費用が必要**となることが予測されます。

一方、人口減少や高齢化により税収の減少等が予想される厳しい財政状況の中、公共施設をそのまま維持更新していくことは、財政負担が大きく、必要な市民サービスに影響を及ぼすことが予想されます。

平成の大合併で同じ種類の公共施設を複数所有する本市にとって、公共施設の総合的な管理は喫緊の課題です。本市では、これまで射水市公共施設の統廃合方針を策定するなど、行財政改革の一環として積極的に進めてきているところです。

また、本年 6 月にとりまとめた射水市公共施設白書において、公共施設を取り巻く現状を整理する上で明らかとなった課題からも、将来にわたって健全な行財政運営を継続していくためには、さらに強力に進めていかなければならないことが見えてきました。

これらのことから、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで、子や孫の世代に適切に引き継いでいけるよう「射水市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を平成 28 年 9 月に策定しました。

(2) 計画期間

公共施設等の計画的な管理・運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠であり、本市では昭和 50 年から平成元年にかけて整備された公共施設等が多くあることから、その更新や大規模改修が集中する期間を含む**平成 66 年度までの 40 年間に計画期間**と設定します。

また、10 年ごとに区切る中間期を設け、定期的な更新・改訂作業を行うこととします。



2 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の現況

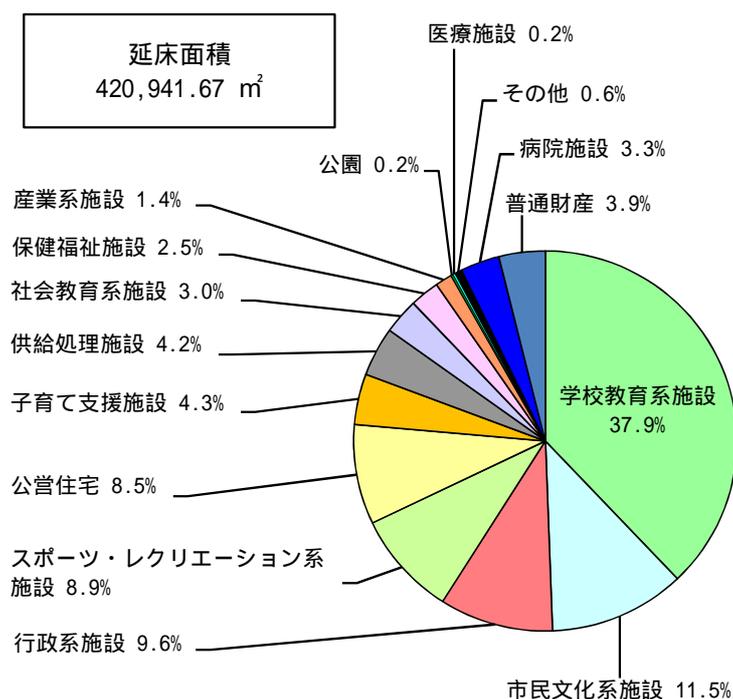
本市が所有する公共施設等（公共施設（建物）およびインフラ資産）は、下記のとおりです。

公共施設（建物）：15 類型

平成 27 年 4 月 1 日現在

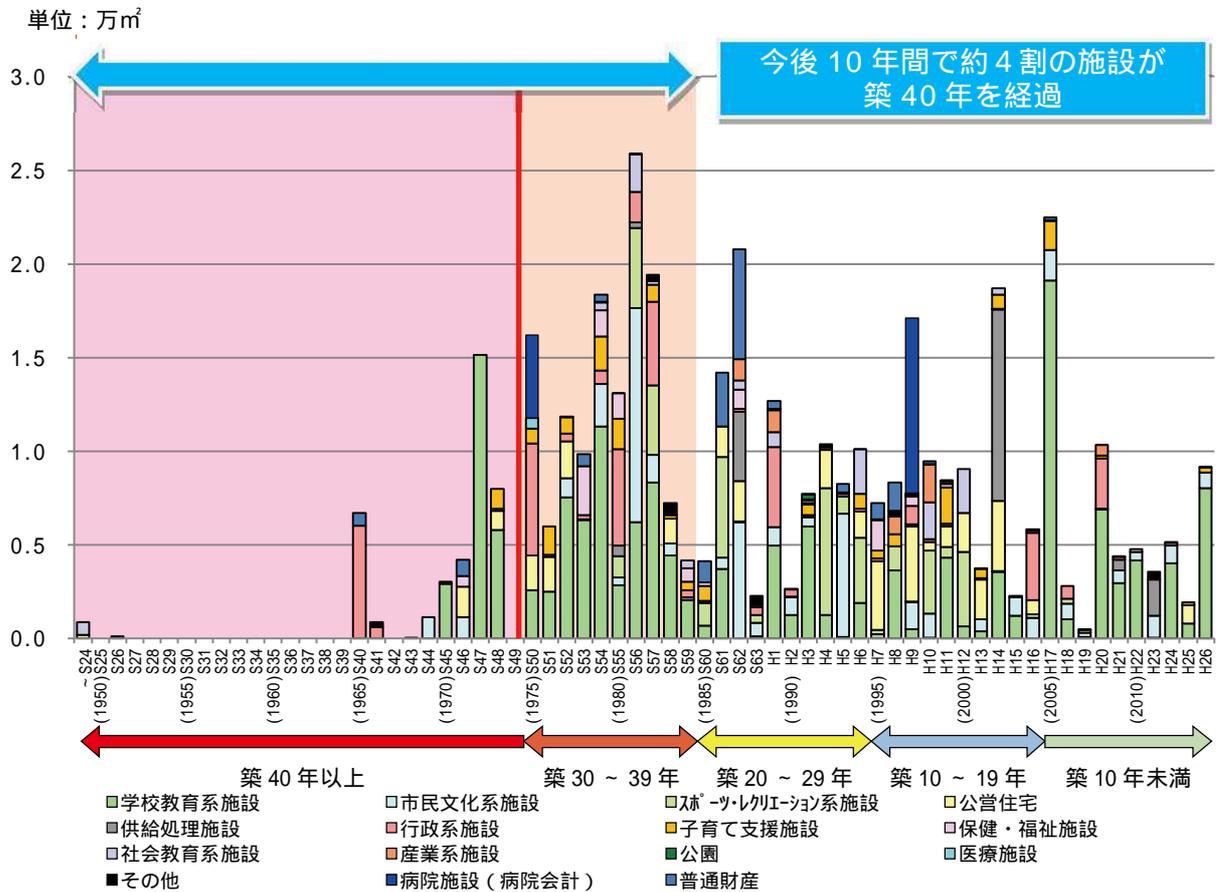
No.	施設分類	施設数	延床面積
1	市民文化系施設	37 施設	48,362.79 m ²
2	社会教育系施設	15 施設	12,508.82 m ²
3	スポーツ・レクリエーション系施設	49 施設	37,596.90 m ²
4	産業系施設	11 施設	5,968.61 m ²
5	学校教育系施設	23 施設	159,642.14 m ²
6	子育て支援施設	26 施設	17,943.99 m ²
7	保健福祉施設	16 施設	10,551.89 m ²
8	医療施設	2 施設	646.74 m ²
9	行政系施設	43 施設	40,475.80 m ²
10	公営住宅	16 施設	35,994.95 m ²
11	公園	147 施設	815.21 m ²
12	供給処理施設	5 施設	17,601.99 m ²
13	その他施設	24 施設	2,735.98 m ²
14	病院施設	1 施設	13,804.40 m ²
15	普通財産	24 施設	16,291.46 m ²
合 計		439 施設	420,941.67 m ²

公共施設の延床面積の内訳



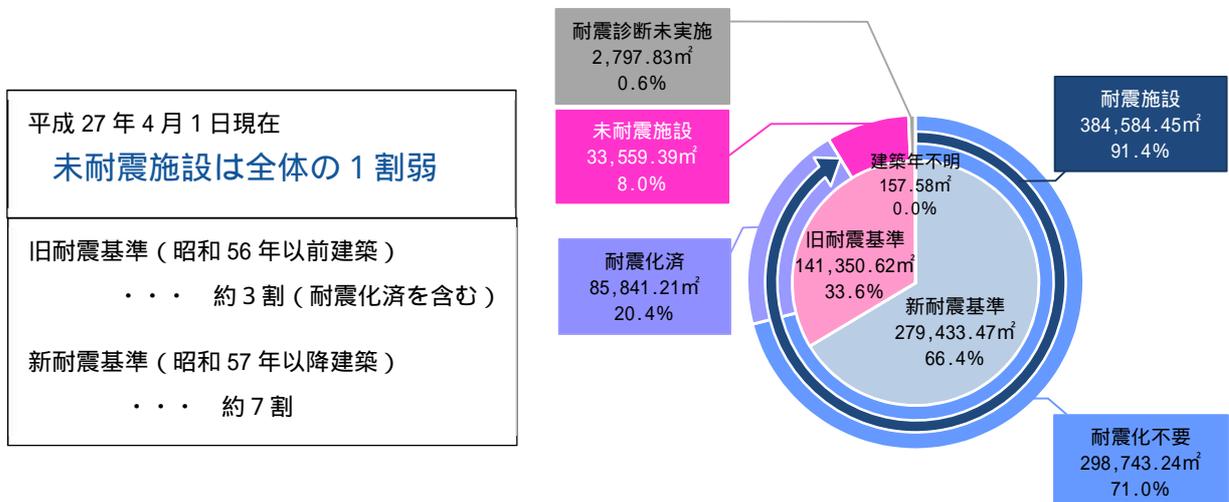
公共施設（建物）の年度別整備延床面積

平成 27 年 4 月現在、**築 40 年を経過した施設は全体の約 1 割**存在します。築 40 年を経過する施設は**今後 10 年間で約 4 割に増える**見込みです。このため、早急に適切な管理を行う必要があります。



公共施設の耐震別延床面積の内訳

新耐震基準を満たす建物が比較的多く、旧耐震基準の建物であっても耐震化を進めてきていることから、**未耐震施設は 1 割弱**です。



インフラ資産：5 類型

平成 27 年 4 月 1 日現在

No.	施設分類	区分	施設数	延長
1	道路	-	-	836.0km
2	消雪施設	水源	139 箇所	-
		消雪管	-	180.7km
3	橋りょう	-	495 橋	-
4	上水道	上水道施設	5 箇所	-
		上水道管	-	724.3km
5	下水道	下水道施設	24 箇所	-
		下水道管	-	670.9km

道路の整備状況

平成 27 年度において、本市が管理する市道延長は約 836.0 km (面積：約 5.5 km²) です。

消雪施設の整備状況

本市が管理する消雪施設は約 180.7 km であり、水源は 139 箇所あります。

橋りょうの整備状況

本市が管理する橋りょうは、495 本、橋りょう面積が約 3.0 万 m² であり、種別では、面積比率で R C 橋 (鉄筋コンクリート橋) が 44.8 %、P C 橋 (プレストレストコンクリート橋) が 43.3 %、鋼橋が 6.3 % となっています。

整備年度別では、一般的な橋の耐用年数 (60 年) を超えるものが 31 本あり、今後耐用年数を迎える橋りょうが増加します。

上水道の整備状況

本市が管理する水道管は、総延長 724.3 km であり、大半が家庭へ水を供給する配水管です。上水道の普及率は 98.9 % (H26 年度末) と高いものの、耐震管の整備率は 46.7 % にとどまっています。整備年度別では、耐用年数 (40 年) を超えるものが 14.5 % であり、今後も修繕・更新時期を迎える水道管が増え続けます。

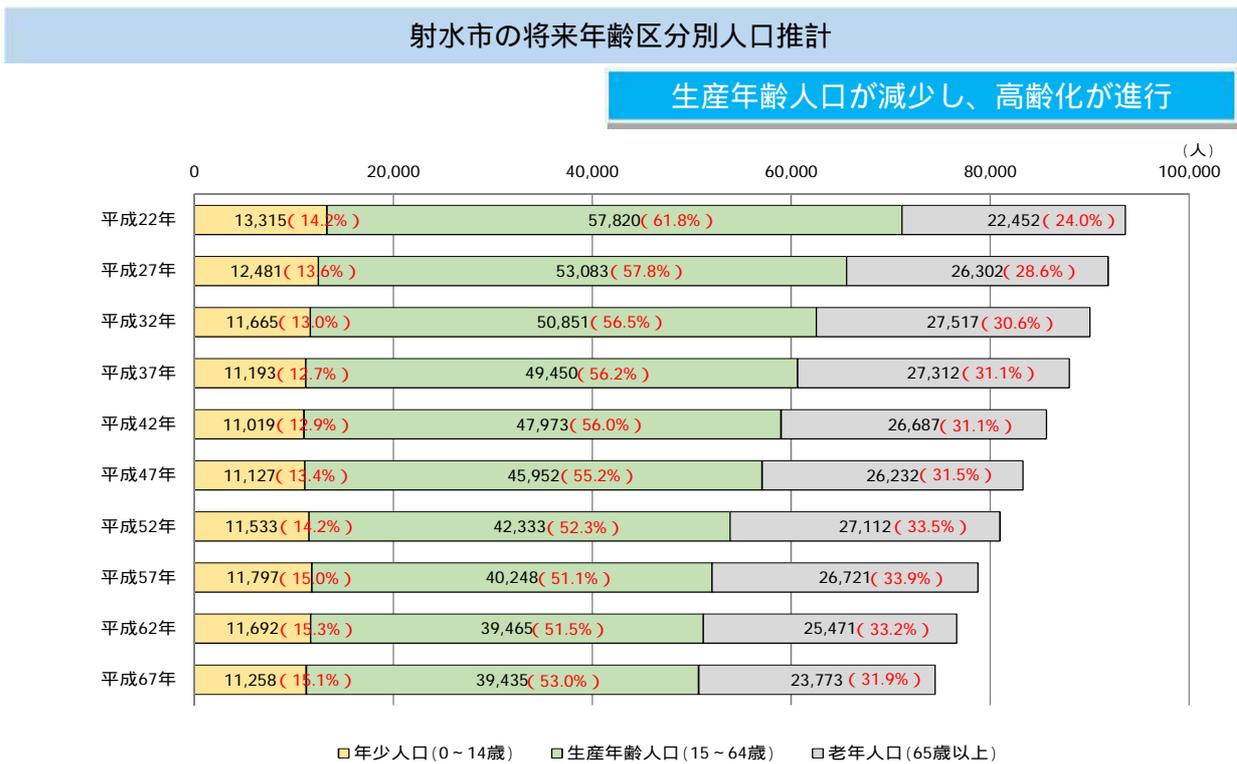
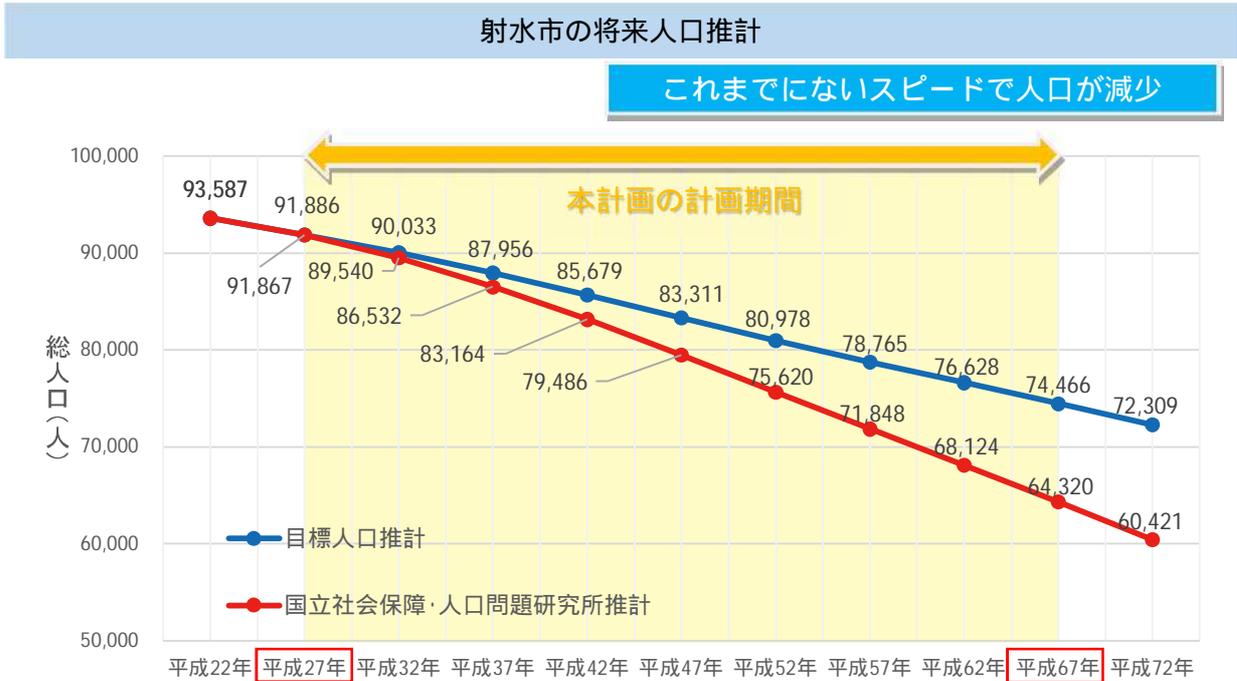
下水道の整備状況

本市が管理する下水道管は、総延長約 670.9 km です。整備年度別に見ると、当面は修繕・更新費用の発生が少ないものの、約 20 年後からは一斉に更新時期を迎えることになります。

(2) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による平成 67 年（総合管理計画の目標年度）の本市の将来人口は 64,320 人と推計していますが、本市が策定した射水市人口ビジョンでは、人口減少の克服に向けた様々な取組を行うこととして目標人口推計を 74,466 人と設定しています。

いずれにしても、**これまでに経験したことの無いスピードで人口が減少**していくことが予想され、生産年齢人口が大きく減少するのに対し、老年人口の増加によって高齢化が進行していくなど、人口構造比率そのものが大きく変化していくことが予想されます。

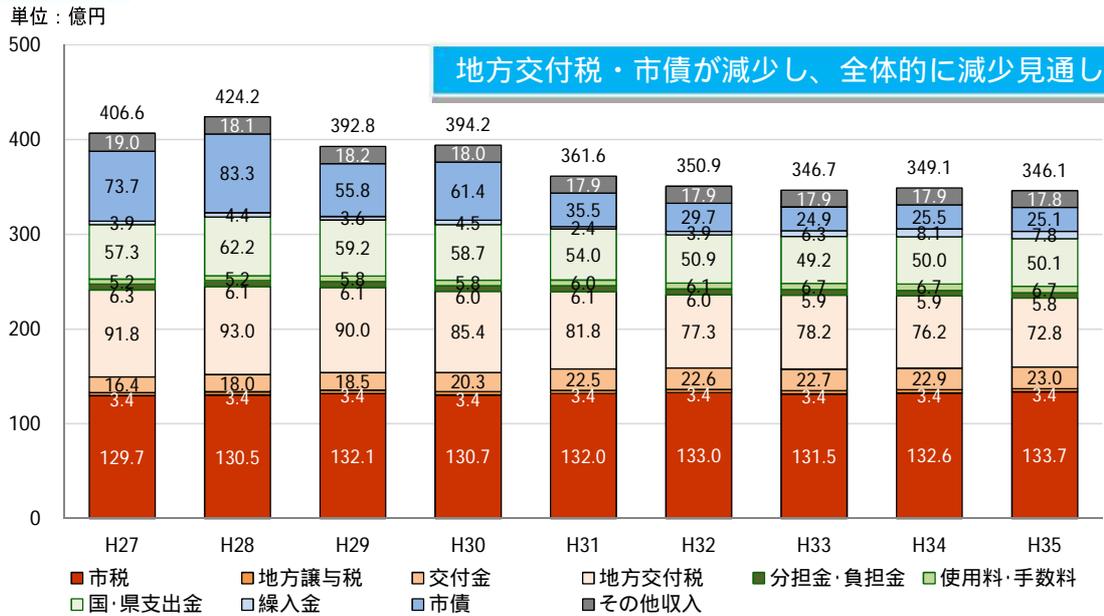


(3) 財政の見通し

歳入は、市町村合併による優遇措置の終了に伴い、平成28年度から平成32年度にかけて**普通交付税が段階的に縮減**され、平成33年度からは射水市の本来の規模で算定した交付税額となること、平成32年度で**合併特例事業債の発行期間が終了**することから、厳しい状況が続くことが予想され、公共施設等の維持管理、更新に係る費用の確保が難しくなることが見込まれます。

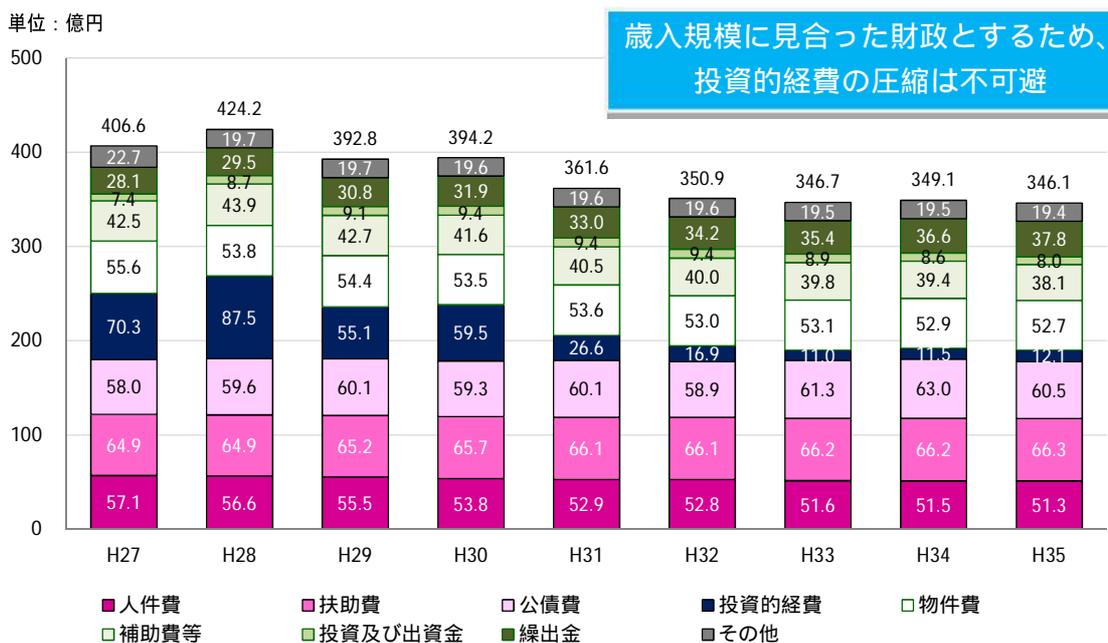
一方、歳出は、引き続き人件費等の抑制に取り組んでいきますが、少子高齢化の進行に伴い、**扶助費などの増加**が見込まれることから、歳入規模に見合った財政としていくためにも**投資的経費の圧縮は避けられない状況**となっています。

歳入の見通し（普通会計）



資料：射水市中長期財政計画（H26～H35）【平成27年9月見直し】

歳出の見通し（普通会計）



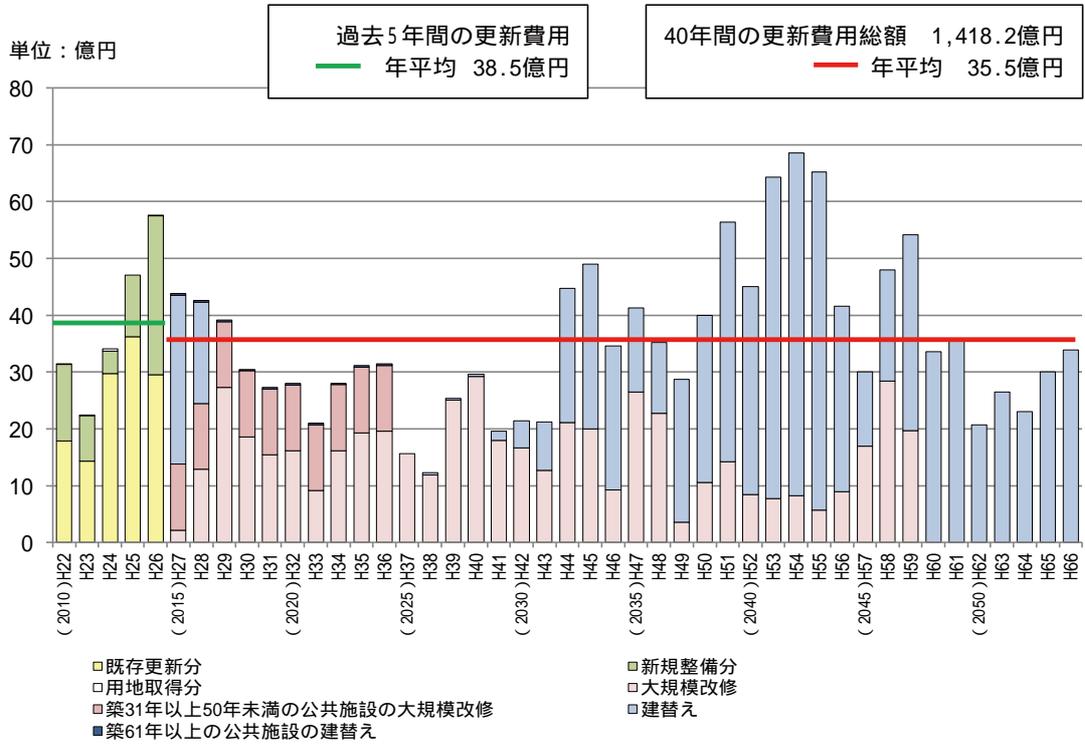
資料：射水市中長期財政計画（H26～H35）【平成27年9月見直し】

(4) 公共施設等の更新費用の見通し

公共施設（建物）の更新費用の見通し ()

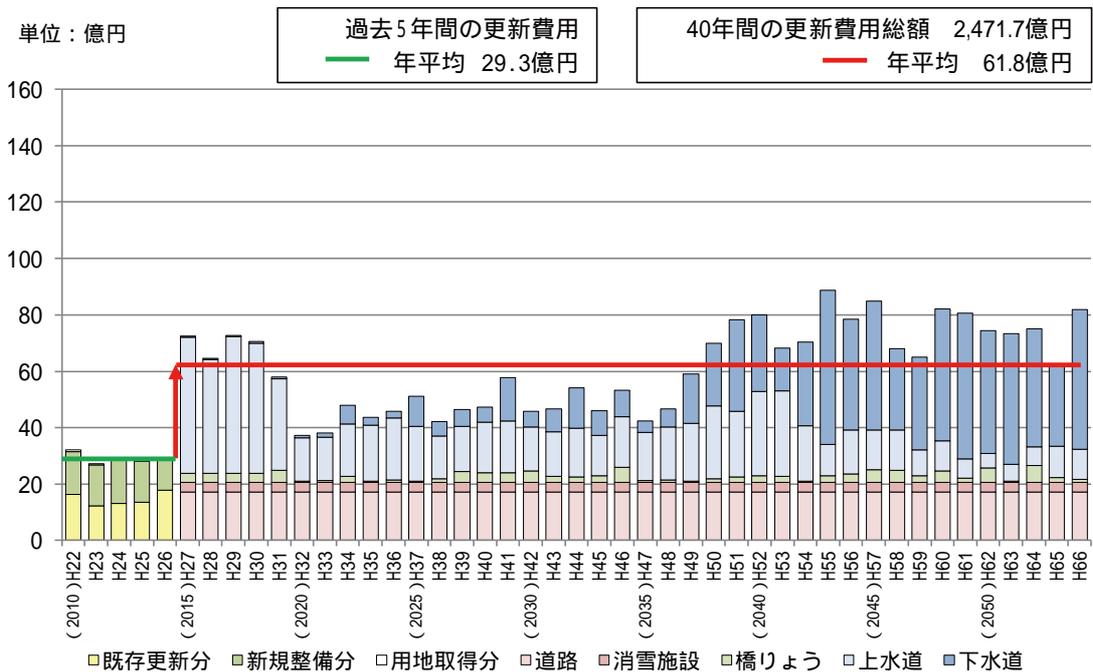
今後40年間の更新費用の総額は1,418.2億円、年平均35.5億円であり、直近の5年間の更新費用が年平均38.5億円であったことから、**これまでと同程度の財政負担が必要**と予想されます。

この直近の5年間は、財源的に有利な合併特例事業債を活用しながら積極的かつ計画的に施設を整備してきた期間であるため、今後も同程度の規模で更新を行うと**大幅な財源不足が予測**されます。



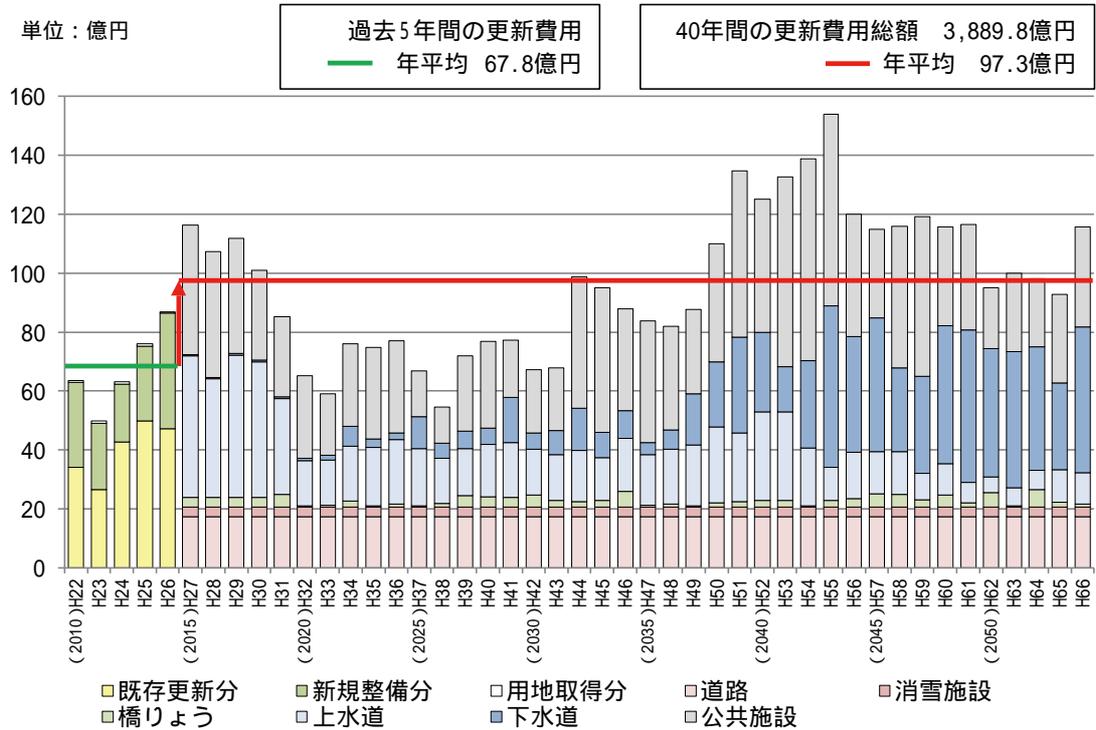
インフラ資産の更新費用の見通し ()

今後40年間の更新費用の総額は、2,471.7億円であり、年平均61.8億円です。直近5年間の更新費用が年平均29.3億円であったことから、**これまでの2.1倍の財政負担**が予想されます。



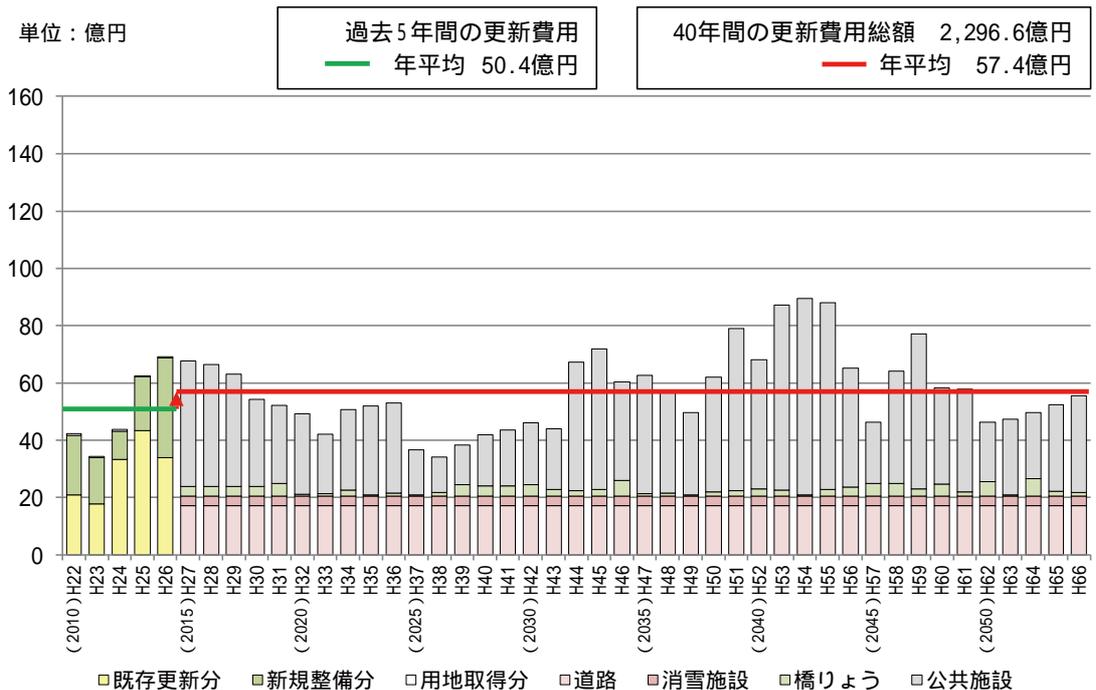
公共施設（建物）とインフラ資産を合算した更新費用の見通し（＝＋）

今後40年間の更新費用の総額は、3,889.8億円であり、年平均97.3億円です。直近5年間の更新費用が年平均67.8億円であったことから、**これまでの1.4倍の財政負担**が予想されます。



上記から市民病院及び上下水道施設を除いた公共施設等の更新費用の見通し（ ）

市民病院及び上下水道施設を除いた、普通会計の公共施設等の将来の更新費用について、**これまでと比較し、年間あたりの負担額が7.0億円増加**すると推計されます。

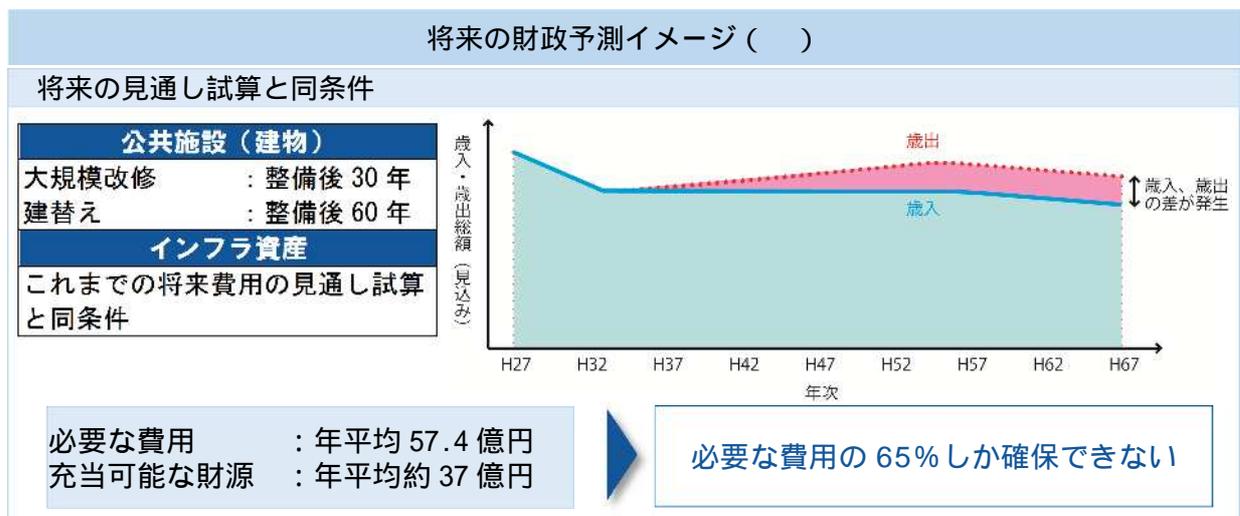


(5) 公共施設等の更新に係る財政負担（普通会計ベース）

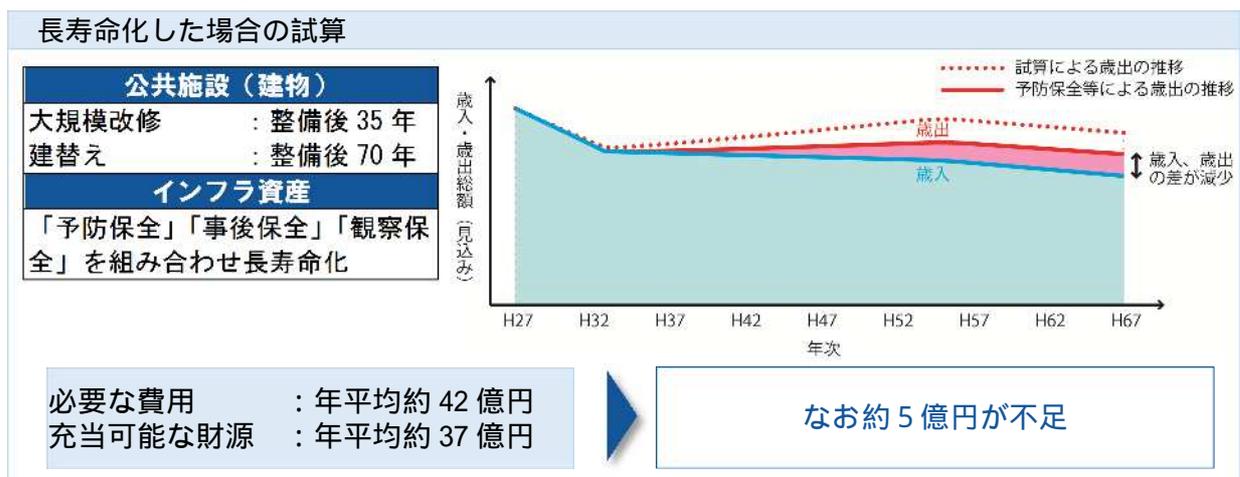
(4)の に示したとおり、今後 40 年間で普通会計の公共施設等の建替え・改修に必要な費用は年平均 57.4 億円であると見込まれています。しかし、その費用に充当可能な財源は、約 37 億円と見込まれ、**全体の 65%の経費しか確保できない**という結果が見えてきました。

この財源不足を解消するために、まずは**公共施設及びインフラ資産を予防保全等により長寿命化を図ることによって更新費用の抑制に取り組む必要**があります。

この予防保全等による取組によって、今後 40 年間で建替え・改修に必要な費用は年平均 57.4 億円から約 42 億円にまで抑制できます。しかし、充当可能な財源と比較すると、**予防保全等を行っても約 5 億円が不足**します。インフラ資産は市民生活・地域経済活動に直結しており、廃止は現実的でないため、**この不足は公共施設の総量を圧縮することで解消せざるを得ません**。



長寿命化によって更新費用の抑制に取り組む必要がある



公共施設の総量を圧縮することで財源不足を解消せざるを得ない

「将来の財政予測イメージ」について...この将来予測は、現在保有している公共施設等の更新費用に充当可能な財源の見込額を算出するため、便宜的かつ比較的簡易な方法で試算したものであり、将来の財政運営の指針を示すものではありません。

(6) 公共施設管理上の課題

【課題 1】 人口減少社会等を背景とした財政状況の変化に応じた公共施設の適正管理

- ・ 今後、人口の減少とともに、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少が予測され、社会保障関係経費の増加、市税の減収等から、厳しい財政状況が予想されます。
- ・ 必要な施設のあり方を検討し、計画的な更新や統廃合、受益と負担の適正化に努めつつ、適正に管理していく必要があります。

【課題 2】 合併後の規模に応じた公共施設の保有総量への圧縮

- ・ 本市では、市町村合併後も同種目的施設を複数維持しているため、公共施設の保有量は過大となっています。
- ・ 今後の維持管理費及び更新費用が後年度の大きな財政負担とならないよう、早急に本市の財政規模に見合った公共施設の保有総量に圧縮していかなければなりません。

【課題 3】 地域バランスに配慮した公共施設（建物）の統廃合と利便性の維持

- ・ 本市は、射水平野を中心としたコンパクトなエリアにあり、各地区相互のアクセス性は比較的良好です。
- ・ 公共施設は、利便性が低下しないよう地域バランスにも配慮し、地区人口や施設の利用状況、維持管理コスト等を踏まえた統廃合などを計画的に進める必要があります。

【課題 4】 公共施設（建物）・インフラ資産の安全性や快適性の確保

- ・ 市民が安全かつ快適に公共施設（建物）・インフラ資産を利用できるよう更新していくとともに、耐震化・長寿命化などを推進することが必要です。

4つの課題解決に向けた最も重要な視点

今後の本市の人口の見通しや財政状況など、公共施設等を取り巻く課題を市民の皆さんと共有し、子や孫の世代に安全で安心な公共施設等を引き継いでいくために、ともに知恵を出し合い取り組んでいきたいと考えています。

公共施設については、単なる廃止ではなく、総量を抑制しつつも、真に必要な施設を適正な受益と負担のもとで「賢く使う」こととします。

インフラ資産については、維持管理・更新費用を抑制する「工夫」を凝らしながら長寿命化を図ります。

この視点のもと、今後の公共施設等に必要となる
総合的かつ計画的な管理の方向性を示します

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理については、以下の「基本目標」、「方針」を掲げるとともに、これらを実現するために必要となる取組を着実に推進・実行し、公共施設等の更新費用の平準化、公共施設(建物)の最適な配置につなげることで、健全で持続可能な行財政基盤の堅持に努めていきます。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
基本目標	次世代に過度の負担を強いることのない、将来を見据えた本市の規模に見合った適正な公共施設等の維持
	【公共施設マネジメントの構築】
方針	真に行政が担うべき市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等を見据えた公共施設の適正規模とするため、総量の削減を推進します。
	維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によるコストの縮減を推進するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ります。
	公共施設ありきの考え方から脱却し、「施設重視」から「ソフト事業の充実」への転換を図り、市民満足度及び利用率の向上を推進します。
基本目標を実現するための9つの取組	点検・診断等の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化等に伴う事故発生の未然防止や修繕・更新等の必要性を予見するため、点検、診断を適切に実施します。 ・日常点検の点検・診断における基本的な事項については、統一的な基準を設け、効率的に実施します。 ・点検・診断の実施履歴及び劣化・損傷の程度等の結果をデータベースに集積・蓄積し、予防保全的な視野を持って施設の総合的管理に生かします。
基本目標を実現するための9つの取組	維持管理・修繕・更新等の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理に努めるとともに、施設の重要度や劣化状況から優先度を決め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。 ・維持管理・修繕・更新費用を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減するため、全庁横断的な包括管理委託の導入を検討します。また、公共施設等の維持管理の担い手としての市民等との協働を推進します。 ・公共施設等の安全管理やコスト管理等に有効活用するため、修繕・更新等の実施履歴をデータベースに集積・蓄積し、一元的に管理します。

基本目標を
実現する
ための9つ
の取組

安全確保の取組

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに利用を一時停止するなどの措置を取った上で、**早期に修繕、改修などの安全対策を講じる**ことを原則とします。
- ・ただし、**老朽度や利用状況等を踏まえた総合的な判断に基づき、改修を行わず供用廃止を検討**する場合があります。
- ・供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、**民間売却又は除却による適切な処分に努め、市民の安全を確保**します。

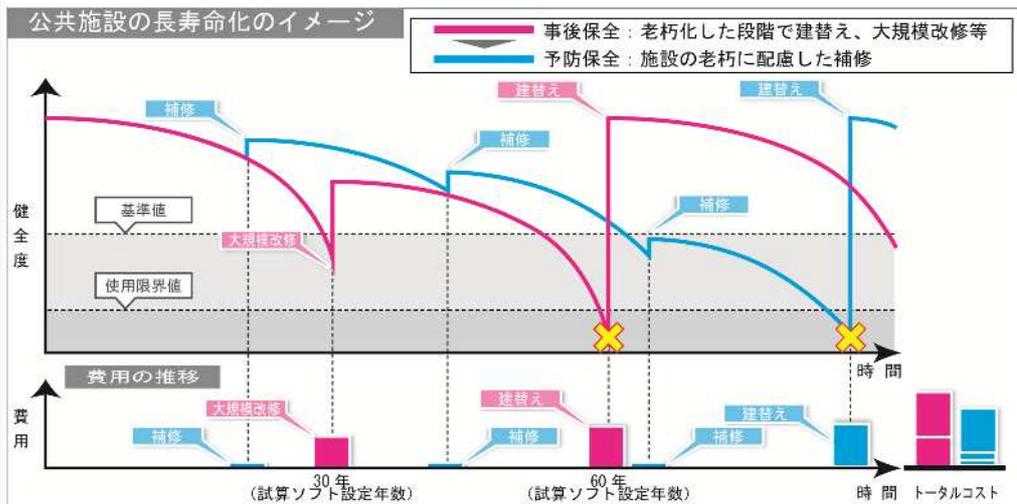
耐震化の取組

- ・本市では、「射水市耐震改修促進計画」に基づき、小中学校をはじめとする公共施設の耐震改修を積極的に進めてきました。特に、災害時における拠点施設、物資輸送や市民を安全に避難させる施設として重要な機能を有している施設については、災害発生時にはこうした機能を十分に発揮できるよう耐震化を推進していきます。引き続き、**優先度の高い施設から順次耐震化**を進めます。

長寿命化の取組

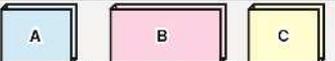
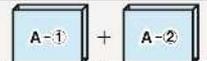
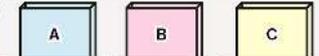
- ・存続するものとして本市が継続的に所有していく施設については、定期的な点検・診断から損傷を予見し、利用者の安全を確保するため、こまめに補修を行う「**予防保全型**」による**計画的な維持管理・修繕・更新に努め、施設の長寿命化**を進めていきます。
- ・インフラ資産である橋りょうについては、既に策定されている「射水市橋梁長寿命化修繕計画」を、また上下水道については、それぞれ「射水市水道ビジョン」及び「射水市下水道ビジョン」に基づく長寿命化対策を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて随時見直しを行いつつ、計画的な施設の保全に取り組んでいくものとします。
- ・公共施設等の修繕・更新時には、高耐久性部材を使用するなどの工夫や新技術の積極的な採用を検討し、**施設のライフサイクルコストの縮減**を図ります。

公共施設の長寿命化のイメージ



統合や廃止の取組

- ・必要性や重要性等の視点から、総量の圧縮に向けて、重要性が低い施設、機能重複が見られる公共施設等に関しては、**計画的に統合、廃止を推進**することとします。

基本目標を 実現する ための9つ の取組	持続可能な施設管理・運営の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新費用抑制に向けて、公共施設（建物）の多機能化、機能転用等を推進していきます。 ・また、市民サービスの低下を招くことなく、機能の維持、サービスの向上に努めるため、<u>民間活力の活用をはじめ、公共交通機関を活用したアクセスの充実や情報通信技術の活用を検討</u>します。
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>多機能化 <従前> </p> <p><多機能化後> </p> <p>1つのスペースを異なる用途の機能として共同・相互利用することです。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>集約化 <従前> </p> <p><集約化後> </p> <p>異なる場所の同じ用途の施設を統合することです。</p> </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>転用</p> <p><従前>   <転用後> </p> <p>既存施設の用途を変更することです。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>複合化 <従前> </p> <p><複合化後> </p> <p>1つの建物に複数の機能を持たせることです。</p> </div> </div>
将来的な施設建設抑制の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、所有する公共施設の保有総量の圧縮だけに止めず、施設ありきの考え方を改め、今後のまちづくり政策に重要な施設に限って建設することを基本とし、<u>将来的な施設建設の抑制を図る</u>ものとします。 ・今後のまちづくり政策に重要な施設として、新規の公共施設を建設する場合には、原則として新たな用地を求めず、極力既存の市有地の活用に努めるとともに、特別の事情がない限り、新規施設面積が集約化、複合化前の面積を下回ることを条件とします。また、指定管理者制度、PPP・PFI手法の導入など、<u>民間活力の導入を検討</u>していきます。 	
ソフト事業の充実に向けた取組 公共施設（建物）のみ対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・「射水市総合計画」はもとより、「射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「とやま呉西圏域都市圏ビジョン」など、将来のまちづくり計画を実現するためにも、「施設ありき」の考え方から脱却し、<u>ソフト事業の充実への転換</u>を図ります。 ・公共施設の保有総量の圧縮に努めつつ、ソフト事業への転換を図ることで、急激に進展する少子高齢化・人口減少社会に柔軟かつ効果的に対応し、<u>市民満足度の向上</u>に努めます。 	

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方

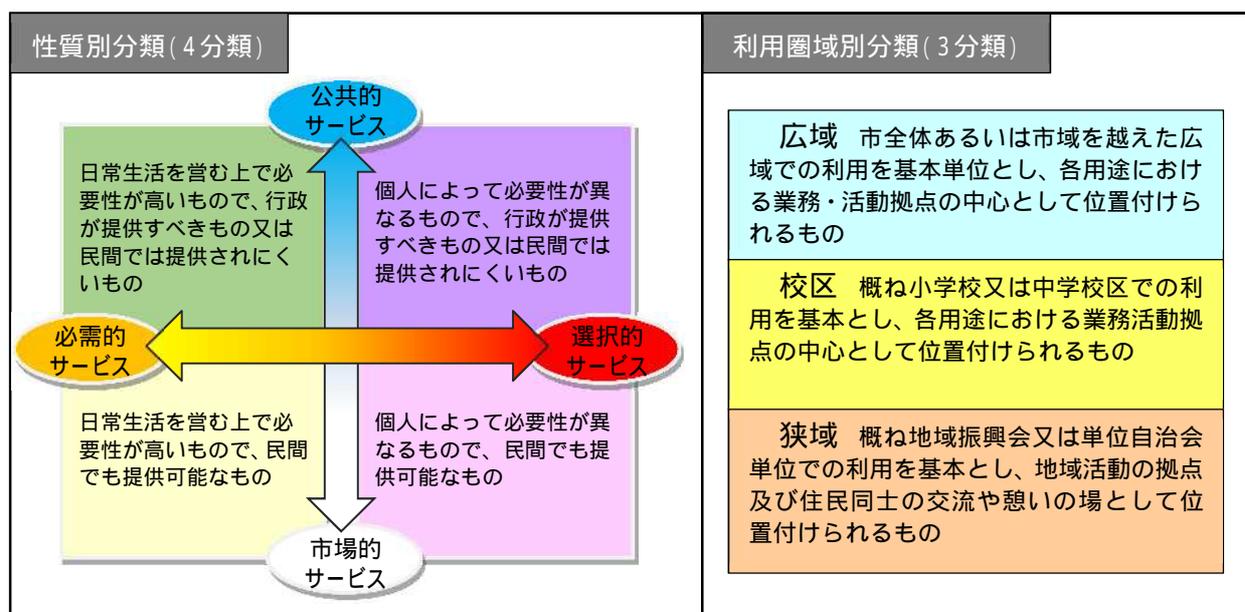
本計画の推進については、全体的な視点に基づく意思決定ができる全庁横断的な組織体制を確立していきます。併せて、外部の有識者や専門家、市民を構成員とする委員会を設置するなど、幅広く意見を聴取できる体制の構築を検討します。

また、点検・維持管理等に関する職員研修を実施するとともに、公共施設に関するデータを一元管理し、経営戦略的視点をもって総合的かつ統括的に管理運営していきます。

4 施設類型ごとのあり方を見定めるための視点

個別の施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方を定めるに当たっては、施設が提供するサービスの性質による分類（「性質別分類」）と施設が想定している利用エリア（利用圏域）による分類（「利用圏域別分類」）の2つの視点を組み合わせて整理し、市民ニーズに対応した「将来のあるべき姿」を見定めます。

その上で、先に示した公共施設等の管理に関する基本的な考え方にに基づき、本市の規模に見合った最適な保有量とすることを目指します。



5 公共施設マネジメントに向けた目標設定

(1) 公共施設の目標

長期的な財政予測の面からも、現在保有している公共施設（建物）を将来、現状のまま更新し続けることが困難な状況であることから、既述した公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた具体的な取組を進めることが重要となります。

現在の、病院施設、普通財産を除く公共施設の建物延床面積の保有総量は 390,846 m²です。また、施設類型ごとの「将来のあるべき姿」を目指して今後 40 年間取り組んだ場合の削減想定面積は 77,820 m²であり、全体の約 20%に相当します。

こうしたことから、真に必要とされる公共施設については長寿命化を図りながら、40 年間の建物延床面積の削減目標を、20%として取り組んでいきます。

H27.4.1 現在	40 年間
現在保有延床面積（普通会計・行政財産）	削減目標
390,846 m ²	77,820 m ² (20%)

(2) インフラ資産の目標

インフラ資産は、安全で快適な日常生活を営む上で必要不可欠な施設であることから、現在保有する総量を削減するのではなく、長寿命化を図ることを基本とし、更新費用の抑制を図りながら将来にわたって適切に維持していきます。

射水市公共施設等総合管理計画 - 概要版 -

平成 28 年 10 月

射水市役所 企画管理部 人事課

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1
TEL : 0766-51-6613 FAX : 0766-51-6647